

令和3年（家）第80217号 相続財産管理人選任申立事件

申立人 セントレー大井川下泉管理組合

被相続人 村上 昭

上 申 書

令和3年**月**日

さいたま家庭裁判所 家事部 審判係 御中

申立人セントレー大井川下泉管理組合代理人

弁護士 片 山 栄 範

1. 予納金が50万円の理由

申立人の相続財産管理人の予納金の予算としては、50万円が計上されているためです。

2. 予納金を100万円にする場合の手続き及びそれにかかる時間

予納金を100万円とするためには、定時総会の決議が必要です。申立人のマンションは、リゾートマンションであるため、在住する組合員が少なく、委任状等の手配に時間がかかります。したがって、半年程度の時間がかかると見込まれます。

3. 予納金を50万円追加する場合の手続き

上記2と同じです。

4. 不動産を50万円で売却できるという事情

被相続人の所有する部屋は、相場価格としては、100万円以上で売却でき

ます。ただ、現状は滞納管理費が多いために、買い手はいません。また、抵当権がありますので、100万円では売ることにはできません。しかし、申立人の方で50万円で購入してもよいという組合員を確保してあります。その組合員が、第三者として物件を購入した上で、抵当権抹消請求または抵当権の被担保債権の譲渡を受けることを考えております。

以上